

## 様式第四（第6条関係）

### 認定事業再編計画の内容の公表

#### 1. 認定をした年月日

令和7年9月9日

#### 2. 認定事業再編事業者名

株式会社野上米穀

#### 3. 認定事業再編計画の目標

##### (1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社野上米穀は昭和26年に創業し、新潟県長岡市に本店を構え、新潟県内や東北地方を中心に米穀卸売業を展開。

今般、関東地区に販売網を持つ株式会社杉田商店の精米事業（土地を含む工場等4棟）を取得し、最新の設備を導入するなどして事業を再編することにより、生産量及び事業エリアの拡大、工場稼働率の向上、人材の有効活用を図る。

##### (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

###### ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

株式会社野上米穀において、令和11年度の国産米の調達量を、令和6年度の20,000 t から28,000 t に増加させることにより、生産者の販売機会の向上や経営安定・発展に寄与する。

###### ② 生産性の向上を示す数値目標

令和11年度における有形固定資産回転率を、令和6年度の4.9%から20.9%へと16%向上させる。

###### ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

令和11年度における有利子負債を、キャッシュフローの10倍以内とし、経常収支率100%超えを目指す。

#### 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

##### (1) 事業再編に係る事業の内容

###### ① 計画の対象となる事業

米穀卸売事業

###### ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

株式会社杉田商店より、精米工場、倉庫、事務所及び機械設備等を譲受け

(事業方式の変更)

株式会社杉田商店より、土地を含む精米工場、倉庫、事務所及び機械設備等の資産を譲受け、最新の設備を導入する等新たな設備投資を行うとともに、株式会社杉田商店の精米製造・販売に携わる職員を株式会社野上米穀へ転籍し、生産量及び事業エリアの拡大、工場稼働率の向上、人材の有効活用を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社野上米穀：新潟県長岡市千手 2-10-20

株式会社杉田商店：埼玉県加須市上高柳字船橋450番地 ほか

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和 7 年 9 月

終了時期：令和 12 年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

| 措置事項          |                                                                         | 実施する措置の内容<br>及びその実施する時期                                                                                                                                                     | 期待する支援措置                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第2条第5項第1号の要件 |                                                                         |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                |
|               | 農業生産関連事業の譲渡又は譲受け                                                        | <p>&lt;譲り受ける事業の内容&gt;<br/>精米工場・設備・倉庫・事務所</p> <p>&lt;譲り受ける事業の価額&gt;<br/>土地、建物・既存設備、棚卸資産・<br/>営業債権ほか、総額 361 百万円</p>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫の長期・低利の資金貸付</li> <li>税制特例に係る支援として不動産取得の当期に係る登録免許税の軽減</li> </ul> |
| 規則第1条第1項の要件   |                                                                         |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                |
|               | 十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄                                           | <p>精米ライン : 2 ライン</p> <p>包装機 (米の袋詰め) : 2 台</p> <p>(実施時期: 令和 8 年度)</p>                                                                                                        |                                                                                                                |
| 法第2条第5項第2号の要件 |                                                                         |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                |
|               | 農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化 | <p>精米工場・設備・倉庫・事務所を取得することで、県外の産地米を効率よく集荷・精米・流通させることが可能となる。</p> <p>(実施時期: 令和 7 年度)</p> <p>また、精米設備を更新することで精米能力が向上し、取引先の需要に応えることができ、生産者の販売機会向上が図られる。</p> <p>(実施時期: 令和 8 年度)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫の長期・低利の資金貸付</li> </ul>                                          |